

東京学芸大学附属図書館蔵書構築指針の一部改正について

改正理由：国内逐次刊行物購入手続きの見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(選定方法)</p> <p>第6条 資料の選定は、資料区分毎に、次の方法により行う。なお、図書館推薦図書等の選定基準に関しその他必要な事項は、図書館推薦図書等選択基準（昭和55年4月1日館長決裁，平成17年11月28日一部改正。以下「選択基準」という。）に定めるものとする。</p> <p>(1)～(6) [省略]</p> <p>(7) 逐次刊行物</p> <p>ア 逐次刊行物の新規購入に当たっては、本学において比較的共通に使用できる雑誌で次のいずれかの要件に該当するものを優先的に選定する。なお、逐次刊行物の新規購入を決定した場合には、以後継続購入を原則とする。</p> <p>(ア) シラバスに掲載されているもの</p> <p>(イ) 複数の教員の推薦又は多数の学生の要望があったもの</p> <p>(ウ) 他館への文献複写依頼の件数が多いこと等の理由により、頻繁に利用されることが予想されるもの</p> <p>イ 次に該当する場合は、当該逐次刊行物の購読を中止することができる。</p> <p>(ア) 電子媒体（電子ジャーナル等）によって閲覧可能であるもの</p> <p>(イ) 情勢の変化により、需要の低くなったもの</p> <p>(ウ) その他、予算状況に照らして中止が適当と判断されるもの</p> <p>ウ 逐次刊行物の購入に当たっては、<u>次年度分の購入計画（案）を作成し、学術情報会議（以下「会議」という。）に諮る。ただし、予約出版に係るものその他至急に購入手続きを必要とするものについては、附属図書館長（以下「館長」という。）の判断で購入し、事後に会議に報告するものとする。</u></p> <p>(8) 電子ジャーナル及びオンラインデータベース</p>	<p>[省略]</p> <p>(選定方法)</p> <p>第6条 資料の選定は、資料区分毎に、次の方法により行う。なお、図書館推薦図書等の選定基準に関しその他必要な事項は、図書館推薦図書等選択基準（昭和55年4月1日館長決裁，平成17年11月28日一部改正。以下「選択基準」という。）に定めるものとする。</p> <p>(1)～(6) [省略]</p> <p>(7) 逐次刊行物</p> <p>ア 逐次刊行物の新規購入に当たっては、本学において比較的共通に使用できる雑誌で次のいずれかの要件に該当するものを優先的に選定する。なお、逐次刊行物の新規購入を決定した場合には、以後継続購入を原則とする。</p> <p>(ア) シラバスに掲載されているもの</p> <p>(イ) 複数の教員の推薦又は多数の学生の要望があったもの</p> <p>(ウ) 他館への文献複写依頼の件数が多いこと等の理由により、頻繁に利用されることが予想されるもの</p> <p>イ 次に該当する場合は、当該逐次刊行物の購読を中止することができる。</p> <p>(ア) 電子媒体（電子ジャーナル等）によって閲覧可能であるもの</p> <p>(イ) 情勢の変化により、需要の低くなったもの</p> <p>(ウ) その他、予算状況に照らして中止が適当と判断されるもの</p> <p>ウ 逐次刊行物の購入に当たっては、<u>次の手続きをとるものとする。</u></p> <p>(ア) <u>外国逐次刊行物については、毎年9月までに次年度分の購入計画（案）を作成し、学術情報委員会（以下「委員会」という。）に諮る。ただし、予約出版に係るものその他至急に購入手続きを必要とするものについては、附属図書館長（以下「館長」という。）の判断で購入し、事後に委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(イ) <u>国内逐次刊行物については、図書館職員が選定し、委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(8) 電子ジャーナル及びオンラインデータベース</p>

学内関係部局の協力により予算の確保を図りつつ、概ね次の基準により導入又は継続の可否を判断し、計画的に整備する。

- ア 支出金額に比して利用頻度が高く、費用対効果が高いと判断されるもの
- イ 本学における教育・研究を中長期的に推進していくに当たって、備えておくべき基本的なコンテンツであると判断されるもの
- ウ 複数の分野にわたる多数の教員から導入の希望が寄せられたもの
- エ 学生の教育に特に必要とされるもの
- オ 国立大学法人等によるコンソーシアムが成立しており、有利な条件で契約が可能であるもの

なお、導入又は継続の可否の判断は、個々のデータベースに対して暦年又は年度毎に行うものとし、決定に当たっては年間の導入計画を作成した上で会議に諮るものとする。

(9)～(13) 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この指針は、令和2年11月24日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

学内関係部局の協力により予算の確保を図りつつ、概ね次の基準により導入又は継続の可否を判断し、計画的に整備する。

- ア 支出金額に比して利用頻度が高く、費用対効果が高いと判断されるもの
- イ 本学における教育・研究を中長期的に推進していくに当たって、備えておくべき基本的なコンテンツであると判断されるもの
- ウ 複数の分野にわたる多数の教員から導入の希望が寄せられたもの
- エ 学生の教育に特に必要とされるもの
- オ 国立大学法人等によるコンソーシアムが成立しており、有利な条件で契約が可能であるもの

なお、導入又は継続の可否の判断は、個々のデータベースに対して暦年又は年度毎に行うものとし、決定に当たっては年間の導入計画を作成した上で委員会に諮るものとする。

(9)～(13) 〔省略〕

〔省略〕